

告示

埼玉県告示第千四十一号

日高市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

令和五年九月二十二日

埼玉県知事 大野 元裕

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地区	認証年月日
日高市	令和二年度	地籍図四枚	日高第四十五―二地区（大字高萩の一部（元下高萩分を含む）	令和五年九月十五日